



## にしこうきょう

1/23  
No.622

令和8年(2026年)1月23日号

選挙  
特集号いこいーな  
©シンエイ/西東京市衆議院議員選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

2月8日(日)

午前7時～午後8時

公示日 1月27日

▶選挙管理委員会事務局 042-420-2801

## 西東京市で投票できる方

平成20年2月9日以前に生まれた方で、令和7年10月26日以前に西東京市に転入届を出し、引き続き3カ月以上本市に住民登録がある方

## 投票所入場整理券

選挙権のある方に1枚ずつはがきでお送りします(急な選挙となつたため、1月28日(水)ごろまでに届く予定です)。

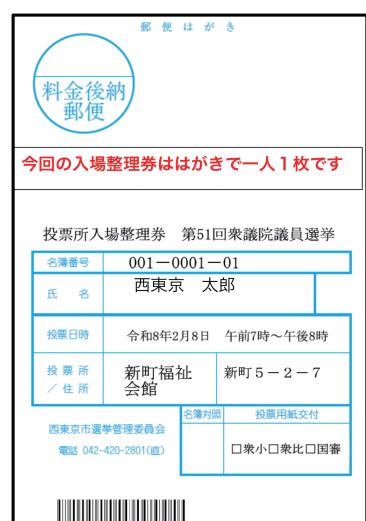
## ◆届いている場合

ご自分の入場整理券をお持ちになり、投票所へお越しください。

## ◆届いていない場合や紛失した場合

選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、期日前および当日の投票ができますので、係員にお申し出ください。

※投票日当日に入場整理券をお持ちにならなかった場合は、投票所で再発行しますので係員にお申し出ください。その際、運転免許証・マイナンバーカード・資格確認書などをお持ちいただけないと手続きがスムーズです。



&lt;はがき&gt;

## 在外選挙人証を交付されている方

在外選挙人は、投票日当日・期日前投票期間ともに無投票でのみ投票できます。在外選挙人が投票する際は、必ず在外選挙人証を提示してください。

## 投票の方法

今回は、3種類の投票を行います。

## ●小選挙区選出議員選挙

(定数 東京都第18区(西東京市・武蔵野市・小金井市)で1人)

投票所受付で入場整理券を渡して投票用紙を受け取り、候補者1人の氏名をはっきりと書いて投票箱に投函してください。

## ●比例代表選出議員選挙(定数 東京都で19人)

政党などの名称または略称を1つだけはっきりと書いて投票箱に投函してください。

## ●最高裁判所裁判官国民審査

裁判官の氏名が印刷されていますので、辞めさせたい裁判官がいる場合は、氏名上の空欄にX印を書いて投票箱に投函してください。

## 無効票とならないために

## ●氏名(小選挙区選出)、政党名(比例代表選出)のみを書く

2人(2つ)以上書いたり関係ないことを書いたら無効となります。

## ●書き間違えたときは訂正を

間違えた部分を二本線で消して、横に正しく書き直してください。



## 体が不自由な方

●投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。その際は、係員が投票する方の意思確認をします。ご不安な方は、事前にご相談ください。

●目の不自由な方は点字投票ができます。

●各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード・投票用紙記入補助具などを用意しています。いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。

●投票支援カード:投票所内でコミュニケーションが取りづらい方は、「投票支援カード」をご利用ください。代理投票のお申し出など、必要な支援内容を事前にご記入いただき、投票所の職員に渡すことで、スムーズな意思表示の手助けとなります。市HPからダウンロードできます。

●投票用紙記入補助具:プラスチック製のケースに投票用紙を挟むことで、記載する位置の把握が容易になります。

●点字版・音声版・拡大文字版「選挙のお知らせ」を希望する方は選管へご連絡ください。



## 最近住所を移した方

	今の住所の投票所	前の住所の投票所
市内で転居	1月17日以前に転居届を出した方	○
	1月19日以降に転居届を出した方	○
西東京市に転入	昨年10月26日以前に転居届を出し、引き続き本市に住民登録がある方	○ (西東京市)
	昨年10月27日以降に転居届を出し、前住所の市区町村で選挙人名簿に登録されている方	○
西東京市から転出	昨年10月26日以前に新住所地で転居届を出した方で、新住所の市区町村に引き続き3カ月以上住民登録がある方	○ (新住所地)
	上記以外の方で、転出前に引き続き3カ月以上本市に住民登録のあった方 ※転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されていない場合に限ります。 ※転出後4カ月を経過すると西東京市では投票できません。	○ (西東京市)

## 選挙公報

候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに各家庭に配布します。なお、選挙公報は東京都選挙管理委員会HPに公開される予定です。

## 開票の日時・場所

開票は投票日当日の午後9時から旭のかりん糖西東京市スポーツセンター第1体育室で行います。西東京市の選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。受付で参観受付票に記入してください。

## 投票・開票速報

投票日当日、市HPで投票・開票の速報を行います。投票速報は午前8時15分ごろから1時間ごと、開票速報は午後9時45分ごろから30分ごとの予定です。

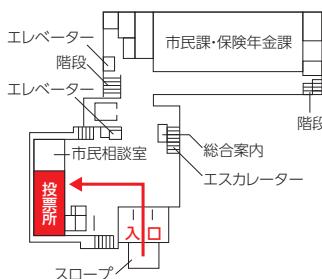
## 期日前投票

投票日当日に仕事・旅行などの事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。  
**なお、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は2月1日㈰からとなります。**  
※1月28日～1月31日は衆議院議員選挙のみとなります。この期間に期日前投票をされた方でも、  
2月1日以降に最高裁判所裁判官国民審査を行うことはできます。

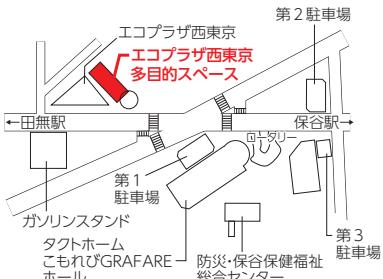
**投票日の直前3日間  
投票できます**

1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時

## 田無庁舎2階 会議室

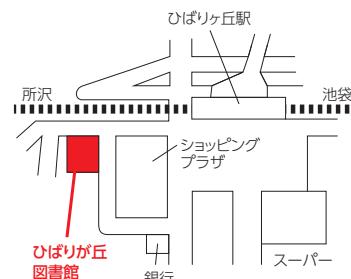


## エコプラザ西東京 多目的スペース



2月5日(木)～7日(土) 午前8時30分～  
午後8時

## ひばりが丘図書館 講座室



期日前投票では、「期日前投票宣誓書」の記入が必要です。投票所入場整理券が届いている場合は、入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項をあらかじめ記入しご持参いただくと、スムーズに投票ができます(投票日当日に投票所で投票する場合は記入不要)。なお、入場整理券をご持参しない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、期日前投票所にある宣誓書に記入後、投票できます。

**いずれの期日前投票所でも投票できます。ただし、投票日当日は、お送りする「投票所入場整理券」に記載している投票所でしか投票ができませんので、ご注意ください。** ※車で来られる方は、期日前投票所(ひばりが丘図書館を除く)をご利用ください。

## 不在者投票

## 滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、お早めに請求してください。

また、マイナポータル「ぴったりサービス」から電子申請ができます。詳細は市HPをご確認ください。

## 有権者

①不在者投票用紙の請求(郵送・持参・電子申請)

※請求用紙は、最寄りの市区町村の選管または市HPで配布  
※公示日前でも請求できます。



不在者投票用紙  
電子申請

る方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

市内の不在者投票指定施設は、市HPでご確認ください

※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

## 西東京市選挙管理委員会

②希望送付先へ不在者投票用紙など一式をレターパックにて送付

## 有権者

③滞在地の選管が指定する場所へ投票用紙など一式を未開封のまま持参して投票

※不在者投票を行う場所や日時は、滞在地の選管により異なりますので、あらかじめ当該委員会にご確認ください。

## 滞在地の市区町村の選挙管理委員会など

④投票した投票用紙は、滞在地の選管が西東京市選管へ送致します。

## 病院や老人ホームなどの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望す

## 郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便による不在者投票ができます。

すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(2月4日㈬)までです。詳細は、西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

## 代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	

## 18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所へ入場できます。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。

投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合などがあります。

## インターネットを利用した選挙運動

インターネットを利用した選挙運動のうち、有権者が電子メールを利用しての選挙運動は禁止されているほか、候補者に関し虚偽の事項を公開したり、悪質な誹謗中傷行為なども禁止されています。

## 投票所への移動支援

下記に該当する方は、ご自宅などから投票所への移動について支援が受けられる場合があります。

●介護保険の要介護・要支援のいずれかの認定を受けている方：訪問介護(ホームヘルプサービス)など

●身体障害・知的障害・精神障害・難病などのいずれかがある方：移動支援事業など

## 問い合わせ先

●介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けている方

▶高齢者支援課介護調整係 042-420-2813

●身体障害・知的障害・精神障害・難病などのいずれかがある方

▶障害福祉課障害者相談係 042-420-2805

## お願い

投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。